第二条　社会福祉法の一部を次のように改正する。

目次中「第十一章　雑則（第百二十五条―第百三十条）
第十二章　罰則（第百三十条の二―第百三十四条）」を
「第十一章　社会福祉連携推進法人
第一節　認定等（第百二十一条―第百二十五条）
第二節　業務運営等（第百二十六条―第百三十一条）
第三節　解散及び清算（第百三十二条―第百四十条）
第四節　監督等（第百四十一条―第百四十八条）
第五節　雑則（第百四十九条―第百五十四条）
第十二章　雑則（第百五十五条―第百六十六条）
第十三章　罰則（第百六十七条―第百七十三条）」に改める。

法人
五条―第百三十一条）
三十二条―第百四十条）
百四十一条）
二条―第百四十六条）
条・第百四十八条）
条―第百五十四条）
条―第百六十六条）」

第四十条第一項に次の一号を加える。

六　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第百二十八条第一号ニ及び第三号において「暴力団員等」という。）

第四十九条及び第五十四条の五中「第百三十三条第十一号」を「第百六十五条第十一号」に改める。

第百三十四条中「又は第百十三条第四項」を「、第百十三条第四項又は第百三十条第三項若しくは第四項」に改め、同条を第百六十六条とする。

第百三十三条中「評議員、理事、監事、」を「社会福祉法人の評議員、理事、監事、」に、「第百三十条の二第一項第三号」を「第百五十五条第一項第三号」に、「又は第百三十条の三第一項第二号」を「若しくは第百五十六条第一項第二号」に改め、「一時会計監査人の職務を行うべき者」の下に「又は社会福祉連携推進法人の理事、監事、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、同法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事若しくは監事の職務を代行する者、第百四十三条第一項において準用する第四十五条の六第二項の規定により選任された一時理事、監事若しくは代表理事の職務を行うべき者、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十四条第一項第六号に規定する一時理事、監事若しくは代表理事の職務を行うべき者、第百四十三条第一項において準用する第四十五条の六第三項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者若しくは同法第三百三十七条第一項第二号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者」を加え、同条第三号中「第三十四条の二第二項若しくは第三項」の下に「（第百三十九条第四項において準用する場合を含む。）」を、「第四十五条の三十二第三項若しくは第四項」及び「第四十五条の三十四第三項」の下に「（第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四号中「第四十五条の三十六第四項」の下に「又は第百三十九条第三項」を加え、同条第六号中「第四十五条の三十四第一項」の下に「（第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第七号中「第四十六条の二第二項」の下に「（第百四十一条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十二号中「第五十六条第一項」の下に「（第百四十四条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、同条を第百六十五条とする。

第百三十二条中「前条」を「第百五十九条第三号又は前三条」に、「同条」を「各本条」に改め、同条を第百六十四条とする。

第百三十一条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「違反した者」を「違反したとき」に、「経営したとき。」に改め、同条を第百六十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

第百六十二条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第百三十四条第二項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき。

二　第百三十四条第三項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかつたとき。

三　第百三十四条第三項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反したとき。

第百六十三条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第百三十四条第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二　第百三十四条第三項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三　第百三十四条第三項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。

第百三十条の七を第百六十条とする。

第百三十条の六中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき。」に改め、同条に次の一号を加える。

三　第百三十四条第三項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したとき。

第百三十条の六を第百五十九条とする。

第百三十条の五中「第百三十条の三第一項第二号」を「第百五十六条第一項第二号」に改め、同条を第百五十八条とする。

第百三十条の四第一項中「第百三十条の二」を「第百五十五条」に改め、同条を第百五十七条とする。

第百三十条の三第一項第二号中「会計監査人又は」を「社会福祉法人の会計監査人又は」に改め、「第四十五条の六第三項」の下に「（第百四十三条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条を第百五十六条とする。

第百三十条の二第一項中「又は社会福祉法人」の下に「若しくは社会福祉連携推進法人」を、「当該社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同項第三号中「第四十五条の十七第三項」の下に「及び第百四十三条第一項」を加え、同条を第百五十五条とする。

第十二章を第十三章とする。

第十一章中第百三十条を第百五十四条とし、第百二十五条から第百二十九条までを二十四条ずつ繰り下げる。

第十一章を第十二章とし、第十章の次に次の一章を加える。

第十一章　社会福祉連携推進法人

第一節　認定等

（社会福祉連携推進法人の認定）

第百二十五条　次に掲げる業務（以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。）を行おうとする一般社団法人は、第百二十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。

一　地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援

二　災害が発生した場合における社員（社会福祉事業を経営する者に限る。次号、第五号及び第六号において同じ。）が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援